



## 大館市ごみ一時預かり所の設置基準等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内会が設置するごみ一時預かり所の設置基準、維持管理等について必要な事項を定めるものとする。

### (設置基準)

第2条 ごみ一時預かり所は、概ね20戸から30戸につき1箇所を基準として設置するものとする。

2 ごみ一時預かり所は、次に掲げる要件をすべて満たす場所に設置するものとする。

(1) ごみ収集車の通り抜けが可能な道路に面していること。

(2) ごみ収集作業が安全で効率的に行うことができる場所であること。

(3) ごみ一時預かり所の設置について、土地の所有者及び付近の住民の了解を得ていること。

3 災害、緊急等やむを得ない事由があると市長が認める場合は、前2項の規定によらず設置することができる。

### (ごみ一時預かり所の新設・変更・廃止)

第3条 ごみ一時預かり所を設置しようとするときは、当該設置しようとする場所の町内会長が様式第1号により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により届出があったときは現地調査を行い、前条に規定する設置基準に合致するか否かを審査し、その可否について、当該届出者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、ごみ一時預かり所の変更の場合について準用する。

4 第1項の規定は、ごみ一時預かり所の廃止の場合について準用する。

### (ごみの収集)

第4条 前条第2項の規定により設置が認められたごみ一時預かり所に排出されたごみは、市が収集するものとする。ただし、一時多量ごみ、事業系ごみ、処理困難物その他の市が収集しないごみについては、この限りでない。

### (ごみ一時預かり所の維持管理)

第5条 ごみ一時預かり所の管理は、当該町内会が責任を持って行うものとする。

2 当該町内会は、ごみ一時預かり所及びその周辺のごみの散乱防止及び環境美化に日頃から努めなければならない。

### 附 則

この要綱は平成9年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は平成26年9月1日から施行する。